

「八幡平トラウトガーデン」事業の譲渡に係る公告

株式会社八幡平温泉開発が所有する「八幡平トラウトガーデン」について、下記の要領で購入希望者を公募します。

平成30年4月9日

岩手県八幡平市松尾寄木第1地割590番地310

株式会社八幡平温泉開発

記

1. 物件概要

(1) 土地

所在 八幡平市松尾寄木第1地割34番4他(全14筆)
地積 合計 101,936平方メートル

(2) 建物

所在 八幡平市松尾寄木第1地割474番地6(全14棟)
面積 合計 2,101.43平方メートル

(3) その他

建物附属設備(ミネラルウォーター製造設備ほか)、構築物(人工溪流ほか)、什器備品(厨房備品ほか)、等

2. 受付期間

(1) 応募申込書 提出受付期間

平成30年4月9日(月)から平成30年4月16日(月)まで(送付による場合は、当日必着)

(2) 利用提案書・希望購入価格通知書 提出受付期間

平成30年4月17日(火)から平成30年5月7日(月)まで(送付による場合は、当日必着)

3. 応募資格

土地、建物及び建物附属施設等を一括して購入し、有効活用できる企業等

4. 譲渡決定

譲渡先の決定は、本物件の利用提案書を提出し最低譲渡価格以上の希望購入価格を提示した購入応募申込者から、譲渡審査委員会において総合的に判断することといたします。

5. 最低譲渡価格

最低譲渡価格は119,460,000円（消費税等含む）です。

6. その他

手続きの詳細については、募集要項により確認してください。

7. 詳細の問い合わせ及び申込先

株式会社八幡平温泉開発 総務経理課（担当：田中、佐藤）

〒028-7302 岩手県八幡平市松尾寄木第1地割590番地310

TEL (0195) 78-2030

FAX (0195) 78-2031

メール spa8@hachimantai-ss.co.jp

「八幡平トラウトガーデン」購入希望者募集要項

平成30年4月

株式会社 八幡平温泉開発

目 次

第1 概要	
1 譲渡の趣旨	1
2 物件の概況	1
第2 応募申込み及び説明会等	
1 応募資格	1
2 応募申込み	
(1) 応募申込受付期間	2
(2) 応募申込の方法	2
(3) 応募申込受付通知	2
3 現地説明会及び質問・回答	
(1) 現地説明会	2
(2) 質問及び回答	3
第3 利用提案の応募	
1 利用提案書の提出	
(1) 譲渡条件（応募条件）	3
(2) 提出期間	3
(3) 提出書類	3
(4) 提出書類の作成要領	4
(5) 提出方法	4
2 利用提案の著作権及び提出書類の取扱い	
(1) 利用提案の著作権の取扱い	5
(2) 提出書類の取扱い	5
3 その他	
(1) 費用の負担	5
(2) 失 格	5
第4 譲渡先の決定、契約	
1 希望購入価格の提出	5
2 利用提案の審査基準	5
3 譲渡先の決定	5
4 契 約	6
第5 事務局	6
【 様式集 】	7
【 譲渡スケジュール 】	1 8
【 譲渡資産の概要 】	1 9

第1 概要

1 譲渡の趣旨

八幡平トラウトガーデンは、昭和40年岩手県の計画に基づき、県営養鱒場（現岩手県内水面水産技術センター）の隣接地に岩手県と財団法人岩手県観光開発公社（現公益財団法人岩手県観光協会）によって岩手山麓の湧水を利用した淡水魚の釣掘園地が整備され、翌年9月営業が開始されました。

平成16年9月には、八幡平温泉開発株式会社（現株式会社八幡平温泉開発）が譲渡を受け直営での営業やミネラルウォーター事業に特化しての営業を継続してきたところでは、

今般、八幡平温泉郷の活性化策等を検討する中で、八幡平トラウトガーデンの土地、建物及び建物付属施設等の購入を希望する方を、改めて広く募集することといたしました。

八幡平トラウトガーデン事業の譲渡にあたっては、優れた企画力と資本力を備えた購入希望者から具体的な利用提案を募り、その利用提案を審査のうえ決定することといたします。

2 物件の概況

物件の概況は以下のとおりです。なお、詳細は「八幡平トラウトガーデン譲渡資産の概要」のとおりです。

① 土地

所在 八幡平市松尾寄木第1地割34番4他（全14筆）
地積 合計 101,936平方メートル

② 建物

所在 八幡平市松尾寄木第1地割474番地6（全14棟）
面積 合計 2,101.43平方メートル

③ その他

建物付属設備（ミネラルウォーター製造設備ほか）、構築物（人工溪流ほか）、
什器備品（厨房備品ほか）等

第2 応募申込み及び説明会等

1 応募資格

八幡平トラウトガーデンの土地、建物及び建物付属施設等を一括して購入し、経営し得る資本力を備えているとともに、当該施設の有効な活用方法の企画力を合わせ持つ企業、企業の連合体又は各種団体等とします。

なお、次の要件を満たす者とします。

- ① 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ② 国税及び地方税その他公租公課について滞納処分を受けていない者。
- ③ 応募申込者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団でないこと。また、応募申込者の役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

2 応募申込み

購入希望者には、次の手続きによりあらかじめ応募申込みを行っていただきます。

(1) 応募申込受付期間

平成30年4月9日（月）～平成30年4月16日（月）

なお、送付による場合は、当日必着とします。

(2) 応募申込みの方法

購入応募申込書（様式1号）に、以下の書類を添付して株式会社八幡平温泉開発まで持参又はお送り下さい。

- ① 施設の用途（利用方法の概略）
- ② 企業（申込者）の概要

企業の連合体である場合には、代表となる企業について作成して下さい。その場合、連合体を構成する企業一覧を添付して下さい。また、経営にあたり法人化等を検討している個人等の場合にはその旨を明記して下さい。

- ア. 企業名
- イ. 資本金
- ウ. 従業員数
- エ. 事業内容
- オ. 全部事項証明書（企業等の場合）
- カ. 略歴書（法人化等を検討している個人等の場合）

(3) 応募申込受付通知

応募頂いた方には、購入応募申込書及び添付書類を確認のうえ、株式会社八幡平温泉開発から購入申込受付通知書（様式2号）をお送りします。

3 現地説明会及び質問・回答

(1) 現地説明会

購入応募申込書の提出及び利用提案書の作成に際し現地確認等が必要な場合は、随時現地説明会を開催いたしますので、希望される場合は、事前に事務局まで申し出て下さい。

連絡先 (事務局) 株式会社 八幡平温泉開発

T E L 0195-78-2030 F A X 0195-78-2031

(2) 質問及び回答

「譲渡資産の概要」及び「譲渡スケジュール」等については別添資料のとおりですが、質問については、以下のとおり受付、回答することといたします。

① 質問の受付期間

平成30年4月9日(月)～平成30年4月16日(月)

② 質問の方法

質問書(様式3号)及び質問事項1件毎に1枚の質問書別紙(様式3号別紙)を作成して下さい。

③ 質問書の提出方法

質問書は株式会社八幡平温泉開発あて直接持参又はお送り(メール、FAX、郵送等)下さい。

④ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、応募者全員に、平成30年4月19日(木)までに、メール、FAX等にてお送りします。

第3 利用提案の応募

1 利用提案書の提出

購入応募申込者が購入を希望する場合は、利用提案書を、株式会社八幡平温泉開発に提出していただきます。

(1) 譲渡条件(応募条件)

- ① 地域の状況・周辺環境、自然環境や地域社会・経済等に配慮した利活用として下さい。
- ② 土地・建物及び建物附属施設を一括して購入していただきます。
- ③ 地元から(八幡平市民)の優先的な雇用に配慮して下さい。
- ④ 提案された計画用途に10年以上供していただきます。ただし、購入後の事情の変更により、計画用途を継続することが困難な場合には、計画用途を変更することが可能です。

(2) 提出期間

平成30年4月17日(火)～平成30年5月7日(月)

なお、送付による場合は、当日必着とします。また、提出期間経過後の提出書類の差し替えは認めません。

(3) 提出書類

八幡平トラウトガーデン利用提案書(様式4号)に、以下の書類を添付して株式会社八幡平温泉開発まで持参又はお送り下さい。

① 企業（申込者）の概要

企業の連合体である場合には、代表となる企業について作成して下さい。その場合、連合体を構成する企業一覧（様式4号別紙）を添付して下さい。

また、経営にあたり法人化等を検討している個人等の場合にはその旨を明記して下さい。

- ア. 会社案内
- イ. 定款等
- ウ. 現在の組織体制（組織図及び関係会社の鳥瞰図）
- エ. 財務諸表類（連結ベース含む：直近2カ年分）
 - a. 貸借対照表
 - b. 損益計算書
 - c. 株主資本等変動計算書等
 - d. 上場公開会社の場合は有価証券報告書
- オ. 事業報告書（直近2カ年分）
- カ. 税金の納付状況
法人税等領収証書の写し等（直近2カ年分）
- キ. その他（上記内容に準じる書類）

② 利用提案の内容

- ア. 利用の概念（コンセプト）及び目的
- イ. 具体的な提案内容
- ウ. 施設の引渡希望時期

③ 利用提案を実現するための経営計画

- ア. 経営方針
- イ. 事業組織
- ウ. 事業計画書（3年間）
- エ. 収支計画書（3年間）

(4) 提出書類の作成要領

- ① 提出部数は、3部（正本1部）とします。
- ② 使用する言語は日本語とし、文書等は読みやすいよう配慮して下さい。また、単位はメートル及び円貨を使用して下さい。

(5) 提出方法

- ① 提出書類を一括して封筒に入れ、株式会社八幡平温泉開発まで持参又は送付して下さい。
- ② 1応募者、1提案とします。
- ③ 送付する場合は、提案書類が破損しないように十分注意して下さい。
- ④ 株式会社八幡平温泉開発は、送付中の破損及び送付の遅延に関しては、一切の責任を負わないこととします。

⑤ 提案書類受領書の交付

株式会社八幡平温泉開発は、提出書類を受理次第、応募者の代表者に利用提案書類受領書（様式5号）を交付します。

2 利用提案の著作権及び提出書類の取扱い

(1) 利用提案の著作権の取扱い

提出された利用提案の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとします。ただし、関係する地方公共団体との協議等のために必要な場合には、株式会社八幡平温泉開発は利用提案の内容を無償で使用できるものとします。

(2) 提出書類の取扱い

株式会社八幡平温泉開発は、利用提案書、その他応募者から提出された書類の返却は行わないこととします。

3 その他

(1) 費用の負担

利用提案の応募に関して要した費用は、それぞれの応募者の負担とします。

(2) 失格

応募申込書、提出書類等に虚偽があった場合は、失格とします。

第4 譲渡先の決定、契約

1 希望購入価格の提出

購入応募申込者からは利用提案書の提出と合わせ希望購入価格通知書（様式6号）により、希望購入価格をご提示いただきます。

2 利用提案の審査基準

利用提案の審査は、次の審査基準に基づき総合的に判断することといたします。

- ① 地域の状況・周辺環境、自然環境や地域社会・経済等に配慮した利活用であること。
- ② 土地、建物及び建物付属施設を一括して購入し、経営し得る資本力を備えている企業、企業の連合体又は各種団体等であること。
- ③ 利用提案を実現するための経営計画が合理的なものであること。
- ④ 計画用途に10年以上供するものであること。

3 譲渡先の決定

譲渡先の決定は、本物件の利用提案書を提出し、かつ最低売却価格以上の希望購入価格を提示した購入応募申込者から譲渡審査委員会において総合的に判断することとします。

その審査結果は、審査結果通知書（様式7号）により購入応募申込者に通知します。

4 契 約

株式会社八幡平温泉開発は譲渡先決定後、契約予定者と契約条件等について協議を行ったうえ、事業譲渡契約を締結します。

第5 事務局

株式会社八幡平温泉開発 総務経理課 （担当：田中、佐藤）

〒028-7302 岩手県八幡平市松尾寄木第1地割590番地310

電 話 （0195）78-2030 FAX （0195）78-2031

メール spa8@hachimantai-ss.co.jp

購入希望者の募集に関する応募申込み、提出書類等の受付は全て
上記事務局で行います。

様 式 集

- 様式1号 八幡平トラウトガーデン購入応募申込書
- 様式2号 八幡平トラウトガーデン購入申込受付通知書
- 様式3号 八幡平トラウトガーデン購入に係る質問書
- 様式4号 八幡平トラウトガーデン利用提案書
- 様式5号 八幡平トラウトガーデン利用提案書類受領書
- 様式6号 八幡平トラウトガーデン希望購入価格通知書
- 様式7号 八幡平トラウトガーデン利用提案書等審査結果通知書

(様式1号)

平成 年 月 日

八幡平トラウトガーデン購入応募申込書

株式会社八幡平温泉開発

代表取締役 田村正彦 様

住所		
応募者	商号又は名称	社印
代表者		印

標記について、下記の書類を添付して申し込みます。

記

1. 施設の用途 (利用方法の概略)

2. 企業 (申込者) の概要

企業の連合体である場合には、代表となる企業について作成して下さい。その場合、連合体を構成する企業一覧を添付して下さい。また、経営にあたり法人化等を検討している個人等の場合にはその旨を明記して下さい。

ア. 企業名

イ. 資本金

ウ. 従業員数

エ. 事業内容

オ. 全部事項証明書 (企業等の場合)

カ. 略歴書 (法人化等を検討している個人等の場合)

(様式2号)

平成 年 月 日

八幡平トラウトガーデン購入申込受付通知書

応募者名 様

株式会社八幡平温泉開発
代表取締役 田村正彦

先の購入応募申込みについて、下記のとおり受付しましたので通知いたします。

記

受付番号	号
受付年月日	平成 年 月 日

(様式3号)

受付番号	号
------	---

平成 年 月 日

八幡平トラウトガーデン購入に係る質問書

株式会社八幡平温泉開発

代表取締役 田村正彦 様

住 所

応募者 商号又は名称

社印

代表者

印

別紙の事項について質問がありますので提出します。

(様式 3 号別紙)

受付番号	号
------	---

質問No. _____

質問項目	
質問内容	

(注) 質問事項は、1問1枚として簡潔にまとめて下さい。

(様式4号)

受付番号	号
------	---

平成 年 月 日

八幡平トラウトガーデン利用提案書

株式会社八幡平温泉開発

代表取締役 田村正彦 殿

住 所

応募者 商号又は名称

社印

代表者

印

標記について、下記の書類を添付して提出します。

記

1. 企業（申込者）の概要

企業の連合体である場合には、代表となる企業について作成して下さい。その場合、連合体を構成する企業一覧（様式5号別紙）を添付して下さい。また、経営にあたり法人化等を検討している個人等の場合にはその旨を明記して下さい。

ア. 会社案内

イ. 定款等

ウ. 現在の組織体制（組織図及び関係会社の鳥瞰図）

エ. 財務諸表類（連結ベース含む：直近2カ年分）

a. 貸借対照表

b. 損益計算書

c. 株主資本等変動計算書等

d. 上場公開会社の場合は有価証券報告書

オ. 事業報告書（直近2カ年分）

カ. 税金の納付状況

法人税等領収証書の写し等（直近2カ年分）

キ. その他（上記内容に準じる書類）

2. 利用提案の内容

- ア. 利用の概念（コンセプト）及び目的
- イ. 具体的な提案内容
- ウ. 施設の引渡希望時期

3. 利用提案を実現するための経営計画

- ア. 経営方針
- イ. 事業組織
- ウ. 事業計画書（3年間）
- エ. 収支計画書（3年間）

(様式5号)

平成 年 月 日

八幡平トラウトガーデン利用提案書類受領書

提案者名 様

株式会社八幡平温泉開発
代表取締役 田村正彦

下記のとおり受領いたしました。

記

書 類 名	部 数

(様式6号)

平成 年 月 日

八幡平トラウトガーデン希望購入価格通知書

株式会社八幡平温泉開発

代表取締役 田村正彦様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

社印

印

1 金額

拾	億	千	百	拾	萬	千	百	拾	壱	円也

2 購入物件

八幡平トラウトガーデン（土地、建物及び建物付属設備等一式）

八幡平トラウトガーデン購入希望者募集要項等を承知のうえ、上記のとおり希望購入価格を通知します。

【記入上の注意】

- 1 様式は任意ですが、内容を漏れなく記載してください。
- 2 金額は、算用数字でペン又はボールペンで記入してください。また、金額の前に必ず「¥」をつけて下さい。
- 3 金額を書き損じた場合は、訂正できません。新しい用紙に書き直してください。
- 4 法人の場合は、社印と代表者印を押印してください。

(様式7号)

平成 年 月 日

八幡平トラウトガーデン利用提案書等審査結果通知書

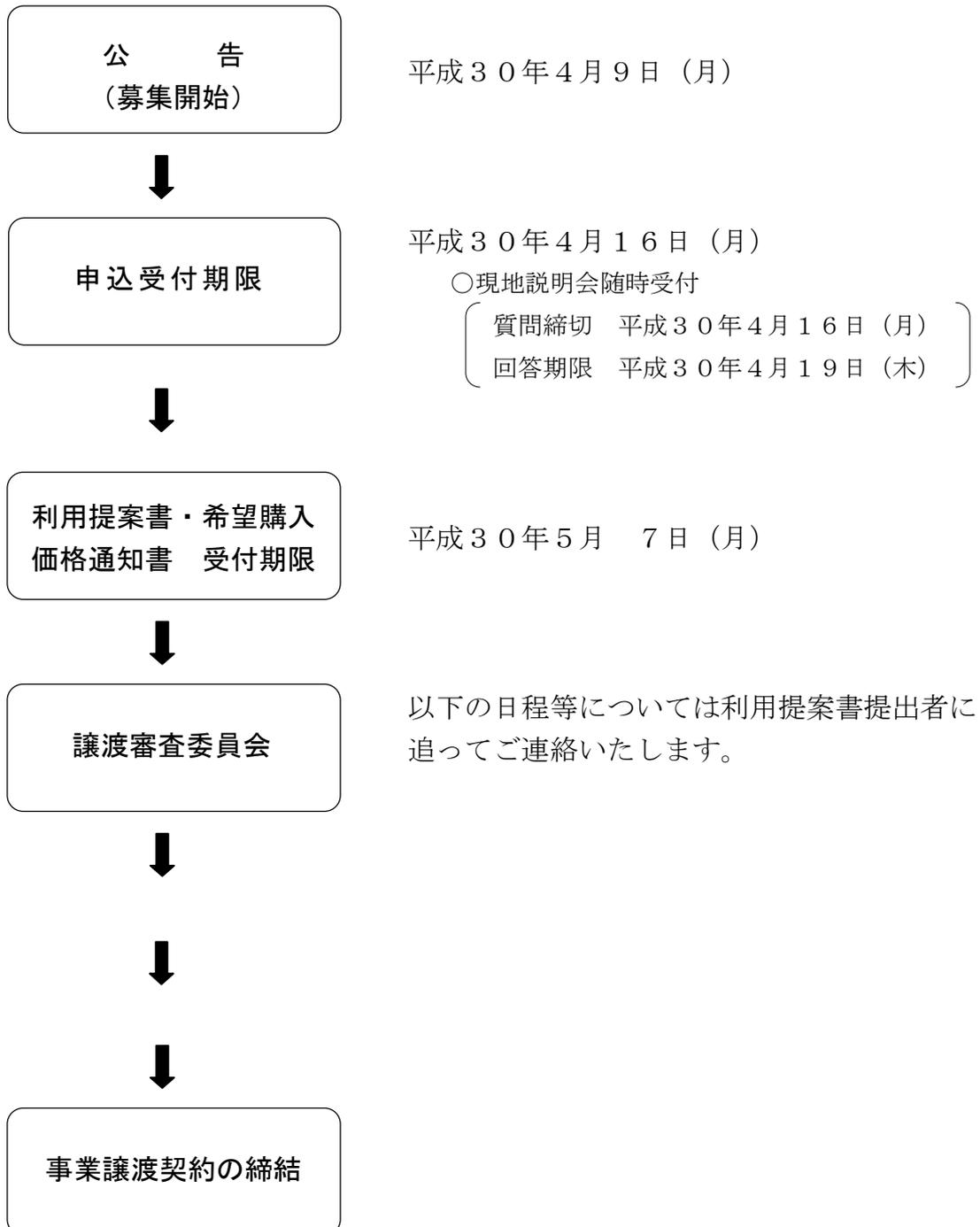
提案者名 様

株式会社八幡平温泉開発
代表取締役 田村正彦

利用提案書の審査の結果、下記のとおりとなりましたので通知いたします。

記

「八幡平トラウトガーデン」事業譲渡スケジュール



八幡平トラウトガーデン譲渡資産の概要

1. 譲渡資産

①土 地

区画数	地 番	地 目	地 積	備 考
1	松尾寄木 1-34-4	原 野	28,523 m ²	
2	松尾寄木 1-34-5	雑種地	6,881 m ²	
3	松尾寄木 1-34-6	原 野	156 m ²	
4	松尾寄木 1-474-6	雑種地	42,522 m ²	
5	松尾寄木 1-474-8	原 野	1,297 m ²	
6	松尾寄木 1-474-9	雑種地	3,135 m ²	
7	松尾寄木 1-474-10	雑種地	6,062 m ²	
8	松尾寄木 1-577-1	原 野	6,471 m ²	
9	松尾寄木 1-577-3	原 野	3,494 m ²	
10	松尾寄木 1-577-5	雑種地	86 m ²	
11	松尾寄木 1-577-6	原 野	51 m ²	
12	松尾寄木 1-579-1	原 野	3,011 m ²	
13	松尾寄木 1-642-3	原 野	216 m ²	
14	松尾寄木 1-1599	原 野	31 m ²	
合 計			101,936 m ²	

②建 物

建物番号	地 番	種 類	延床面積	備 考
1	松尾寄木 1-474-6	食堂・事務所	842.46 m ²	
2	松尾寄木 1-474-6	ポンプ室	7.50 m ²	
3	松尾寄木 1-474-6	物 置	57.96 m ²	
4	松尾寄木 1-474-6	便 所	39.74 m ²	
5	松尾寄木 1-474-6	店 舗	268.57 m ²	
6	松尾寄木 1-474-6	食 堂	187.53 m ²	
7	松尾寄木 1-474-6	店 舗	46.71 m ²	
8	松尾寄木 1-474-6	倉 庫	62.81 m ²	
9	松尾寄木 1-474-6	便 所	8.26 m ²	
10	松尾寄木 1-474-6	店 舗	26.91 m ²	
11	松尾寄木 1-474-6	店 舗	9.27 m ²	
12	松尾寄木 1-474-6	倉 庫	69.56 m ²	
13	松尾寄木 1-474-6	倉 庫	81.15 m ²	
14	松尾寄木 1-474-6	工場・事務所	393.00 m ²	
合 計			2,101.43 m ²	

③建物付属設備等

- ・ミネラルウォーター製造設備ほか
- ・人工溪流ほか
- ・厨房備品ほか

④その他

- ・土地は、登記簿面積での売買となります。
- ・建物は、一部(建物番号 1、2、5、6、14)を除き未登記です。
- ・延床面積と登記面積とが異なる(面積増となる)場合があります。
- ・建物付属設備等のミネラルウォーター製造設備や厨房備品のほか、営業を継続するうえで必要な償却資産以外の椅子、テーブル等の備品を全て含みます。
- ・土地、建物のほか、八幡平トラウトガーデンの名称等についても譲渡します。
- ・引渡しについては、現状有姿でのお引渡しとなります。

2. 協議・手続きが必要となる事項等について

①法令に基づく制限等の概要

- (1) 都市計画区域・準都市計画区域外となっています。
- (2) 都市計画制限はありません。
- (3) 用途地域指定はありません。
- (4) 特別用途地区、その他の地域地区等の指定はありません。
- (5) 建物の新築や敷地の大規模な造成等に当たっては、「岩手県自然環境保全条例」、
「松尾村ふるさと景観条例」のほか、条例による一定の制限を受ける場合があります。
- (6) 事業譲渡契約締結後 2 週間以内に、八幡平市担当課に国土利用計画法による届出をする必要があります。

②飲用水、その他供給施設及び排水施設等の概要

- (1) 施設内給水の一部に溢流水(使用量を保証したものではありません)を使用しておりますので、別途八幡平市との協議が必要となります。
- (2) 上水道は湧水を利用しています。なお、八幡平市の上水道を利用することも可能ですが、その場合、別途料金がかかります。
- (3) 施設への導水管が市道金沢 1 号線に埋設されているため、道路占用料(約 1,500 円/年額)を八幡平市へ支払う必要があります。
- (4) 隣接の岩手県内水面水産技術センター内に用水管が埋設されていること等から、岩手県に対し行政財産使用許可申請を行うとともに、行政財産使用料(約 200 円/年額)を支払う必要があります。

- (5) 資産の土地(1-34-4)区画内に八幡平温泉郷からの専用排水管が埋設されています。また、旧雇用促進住宅からの排水管が埋設(埋め殺し)となっている場合があります。
- (6) 現在の進入通路は岩手県有地であるため、車両の通行等についての承諾を必要とする場合があります。(進入路を使用しているのは、民地や市有地もあるため、現時点では特に許可を必要としない。〔内水面水産技術センター確認〕)
- (7) 施設からの排水にあたっては、個別に浄化槽の管理契約が必要となります。また、松川土地改良区に排水放流維持管理費(約85,000円/年額)の支払いが必要となります。
- (8) 敷地内に設置されている「さわやかトイレ」は八幡平市の所有となっておりますので、管理等について八幡平市と別途協議が必要となります。

③その他留意点

- (1) 八幡平市の誘致企業としての認定(県・市の各種支援制度の活用)には、岩手県及び八幡平市との協議が必要となります。
- (2) 事業譲渡契約の内容等につきましては、引渡し時期と合わせて譲渡先決定後契約予定者と協議することといたします。
- (3) ミネラルウォーターの製造販売について、これまで製造を受託していたPB商品の継続についてのほか、サンリオとのライセンス契約(証紙代は販売価格の10%)等について、別途協議させていただきます。
- (4) 八幡平市が発注する温泉引湯管整備工事のための仮設現場事務所として、八幡平市内の建設業者2社「佐藤建設」、「戸澤建設」と土地の使用貸借契約を締結しております。工事期間は平成32年3月31日までを予定しておりますので、本契約の取扱いについても協議させていただきます。
- (5) ラジコンカー専用コースについては、ホビープライム(盛岡市)主催の大会等で使用していますが、平成30年度以降については、別途協議させていただきます。

③建物付属設備等

- ・ミネラルウォーター製造設備ほか
- ・人工溪流ほか
- ・厨房備品ほか

④その他

- ・土地は、登記簿面積での売買となります。
- ・建物は、一部(建物番号 1、2、5、6、14)を除き未登記です。
- ・建物付属設備等のミネラルウォーター製造設備や厨房備品のほか、営業を継続するうえで必要な償却資産以外の椅子、テーブル等の備品を全て含みます。
- ・土地、建物のほか、八幡平トラウトガーデンの名称等についても譲渡します。
- ・引渡しについては、現状有姿でのお引渡しとなります。

2. 協議・手続きが必要となる事項等について

①法令に基づく制限等の概要

- (1) 都市計画区域・準都市計画区域外となっています。
- (2) 都市計画制限はありません。
- (3) 用途地域指定はありません。
- (4) 特別用途地区、その他の地域地区等の指定はありません。
- (5) 建物の新築や敷地の大規模な造成等に当たっては、「岩手県自然環境保全条例」、「松尾村ふるさと景観条例」のほか、条例による一定の制限を受ける場合があります。
- (6) 事業譲渡契約締結後 2 週間以内に、八幡平市担当課に国土利用計画法による届出をする必要があります。

②飲用水、その他供給施設及び排水施設等の概要

- (1) 施設内給水の一部に溢流水(使用量を保証したものではありません)を使用しておりますので、別途八幡平市との協議が必要となります。
- (2) 上水道は湧水を利用しています。なお、八幡平市の上水道を利用することも可能ですが、その場合、別途料金がかかります。
- (3) 施設への導水管が市道金沢 1 号線に埋設されているため、道路占用料(約 1,500 円/年額)を八幡平市へ支払う必要があります。
- (4) 隣接の岩手県内水面水産技術センター内に用水管が埋設されていること等から、岩手県に対し行政財産使用許可申請を行うとともに、行政財産使用料(約 200 円/年額)を支払う必要があります。

- (5) 資産の土地(1-34-4)区画内に八幡平温泉郷からの専用排水管が埋設されています。また、旧雇用促進住宅からの排水管が埋設(埋め殺し)となっている場合があります。
- (6) 現在の進入通路は岩手県有地であるため、車両の通行等についての承諾を必要とする場合があります。(進入路を使用しているのは、民地や市有地もあるため、現時点では特に許可を必要としない。〔内水面水産技術センター確認〕)
- (7) 施設からの排水にあたっては、個別に浄化槽の管理契約が必要となります。また、松川土地改良区に排水放流維持管理費(約85,000円/年額)の支払いが必要となります。
- (8) 敷地内に設置されている「さわやかトイレ」は八幡平市の所有となっておりますので、管理等について八幡平市と別途協議が必要となります。

③その他留意点

- (1) 八幡平市の誘致企業としての認定(県・市の各種支援制度の活用)には、岩手県及び八幡平市との協議が必要となります。
- (2) 事業譲渡契約の内容等につきましては、引渡し時期と合わせて譲渡先決定後契約予定者と協議することといたします。
- (3) ミネラルウォーターの製造販売について、これまで製造を受託していたPB商品の継続についてのほか、サンリオとのライセンス契約(証紙代は販売価格の10%)等について、別途協議させていただきます。
- (4) 八幡平市が発注する温泉引湯管整備工事のための仮設現場事務所として、八幡平市内の建設業者2社「佐藤建設」、「戸澤建設」と土地の使用貸借契約を締結しております。工事期間は平成32年3月31日までを予定しておりますので、本契約の取扱いについても協議させていただきます。
- (5) ラジコンカー専用コースについては、ホビープライム(盛岡市)主催の大会等で使用していますが、平成30年度以降については、別途協議させていただきます。